

2021年10月28日

旅館業法の見直しに係る検討会

座長 玉井和博様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 岡田久実子旅館業法第5条に規定する宿泊拒否制限に関するヒヤリング意見

この度は検討会でヒヤリングの機会をいただきまして誠にありがとうございます。
当会は、精神障害のある方の家族会です。精神障害からの視点で意見を申し上げます。

旅館等の宿泊営業者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第5条にかかわって、新型コロナウイルスの対応の課題として検討されているとお聞きしました。

この第5条第1項により、宿泊しようとする利用者が伝染性疾患の確定患者であると判断できる場合には、宿泊を拒否できることとなっています。営業者にとって、新型コロナウイルスが特措法等にも関連し、一般的な感染性疾患の範囲での運用の困難さがあることは想像できます。しかしながら、現在の法律のもとに、運用の在り方を整理し、ガイドライン等で対応できるのではないかとも思います。

どのような対策がおこなわれるにしても、この第5条との兼ね合いで、宿泊拒否の拡大解釈や乱用に至らないようにしていただくことを強く求めます。

実は、この新型コロナウイルスに関して、精神科病院に入院する陽性患者には医療体制が保障されず、人権も命も守られていない、十分な医療対応が受けられないでいる実態が浮かび上がりました。ある精神科医師の言葉を借りれば「多くの地域の精神科病院で身体の病気が起こった時に、(精神科入院)患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療より明らかに劣っている…」ということです。なぜ、一般市民が受けられる治療が、精神疾患者には保障されないのでしょうか。しわ寄せのように一番弱い立場の人たちに社会の歪みが表れていることがよくわかります。

このような傾向のことが、旅館業法の営業者やネットカフェなどの場面にも起こりうるのではないかと頭をよぎることがあります。例えば、受付で精神障害の手帳を提示するなど、障害を明らかにして宿泊をするとなった時に、みなさんはその利用者の方を色眼鏡なしで、一般のお客様と同じように受け入れられるでしょうか。正直、世の中の誤った事件報道などのステレオタイプの状況が頭に浮かび、何らかの警戒心や恐怖心が生じると思います。このことは間接差別や関連差別にも結び付きやすくなります。

今回、私たちが危惧するのは、旅館業法第5条1項のみでなく、2項や3項による宿泊拒

否も含めてのことになります。障害者差別解消法等により直接的差別はされにくくなって
いるかもしれませんが、しかし、まだまだ精神障害者に対する偏見は根強く、多くの場合無知
からくる不安が潜在化されています。これにより、不穏な客として判断され、満室という理
由で拒否されることが起こりうるのです。(過去には実際にありました)

また、障害者差別解消法改正で、被差別的取り扱いには障害当事者だけでなく、家族に対
する扱いも含まれるようになっていきます。

障害者であることを表明することは高度な個人情報でもあります。病気や障害は厄介な
こと、手間のかかることに対する表明でなく、営業者も利用者もより快適にコミュニケー
ションがスムーズになり、快適な宿泊ができるようになるためのことです。これを妨げるの
であれば、メリットはお互いがないため、とりわけ精神障害はわざわざ申告することはしな
いでしょう。

精神障害について、急性期の症状を知ることは大切ですが、そこに留まることなく、ホス
ピタリティを追求することで、一般のお客様と何ら変わらずに宿泊を楽しめることが大前
提であることを念頭に置いていただければ幸いです。

そのうえで、新型コロナウイルスに対する対策が営業者にとっても利用者にとっても安
心のできる運用として展開されることを切に望みます。

以上